

東海市住宅用地球温暖化対策 設備導入促進費補助金



再生可能エネルギーの利用推進と温室効果ガスの排出量の削減による地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電設備等を設置する費用を**補助**します。

予算額（令和6年度当初予算）
38,754千円



申請できる方

自ら居住する市内の住宅に太陽光発電設備等を設置、または設置された市内の住宅を自らが居住する目的で購入する個人で、次のいずれにも該当する方

- ・対象設備に係る設置工事の着工日が令和6年度内にあること
- ・実績報告書の提出時に市内に居住し、かつ、東海市の住民基本台帳に記録されていること
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団員ではない者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

申請受付期間

令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月7日

※新築住宅の本体工事に係る請負契約に住宅用太陽光発電施設を含む補助対象設備の設置が含まれる場合に限り、令和7年（2025年）3月14日まで。

補助対象設備

補助金額

一体的導入 ※住宅用太陽光発電施設と各設備を一体的に導入する場合	最大 150,000円
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	10,000円
家庭用燃料電池システム	50,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	80,000円
電気自動車等充給電設備	50,000円
太陽熱利用システム（自然循環型）	16,000円
（強制循環型）	48,000円

申請に際しての注意事項

- ・対象設備に係る設置工事の着工予定日の14日前まで（新築住宅の本体工事に係る請負契約に対象設備の導入が含まれている場合は、設置工事の完了予定日の14日前まで）に申請する必要があります。
- ・補助金は予算で定める額の範囲内で交付します。申請された補助金の合計が予算に達した場合、令和7年（2025年）3月7日以前に申請期間を終了する可能性があります。

補助金の詳細は、ホームページでご確認ください。



お問合せ先

東海市 環境経済部 生活環境課（ゼロカーボン戦略室）
電話 052-603-2211
0562-33-1111